

(別記2-1)

地域資源保全プランの策定について

1 要領第2の2の(7)の地域資源保全プランについては、別記2-1様式第1号により策定することとし、以下に掲げる事項を記載する。

(1) 施設の長寿命化に関する状況把握

要綱別紙5に定める広域活動組織が保全管理する地域について、地域の地理的条件・気象条件・基盤整備状況について記載するとともに、地域内の施設について、現地踏査又は施設管理者からの聞き取り等により、施設の劣化状況等を把握する。

(2) 施設の長寿命化等に関する計画

施設の更新費の低減や事故等のリスクの軽減のため、地域内の施設の長寿命化に関する基本的な方針を策定するとともに、(1)により把握した施設の状況に応じ、地域内の施設について機能保全や長寿命化対策の内容及び時期について計画する。

(3) 資金計画（事前積立て、施設保険等）

施設の補修のための事前積立てや突発事故時の対応のための施設保険について計画する。

(4) サポート体制

地域内の構成員間の役割分担を決め、定期的な診断・監視の体制や、突発事故発生時等の非常時におけるサポート体制を構築する。

(5) 地域の水利用についての計画

地域の営農状況や営農体系の変化、それによる新たな水利用計画の作成の必要性を把握し、地域の用水利用の新たな取組（節水手法など）や新たな水利用計画を策定する。

なお、(5)については、地域の実情に応じて、必要があれば計画・記載する項目とする。

2 策定した地域資源保全プランの報告については、要領第2の10に定める実施状況の報告の際に、同プランを添付して提出することにより行うこととする。